

令和7年度決算等審査実施計画

令和8年6月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づく決算等審査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）及び令和8年度世田谷区監査基本計画（令和8年3月9日監査委員決定）に基づき、以下のとおり実施する。

1 審査の対象

- (1) 令和7年度各会計歳入歳出決算の状況
- (2) 令和7年度基金運用の状況

2 実施期間

審査は、令和8年6月から同年8月までの間に実施する。

3 実施日程・場所

審査を実施する日程及び場所は、別紙事情聴取実施日程のとおりとする。

4 実施方法

(1) 監査委員による審査

決算等関係資料及び事務局からの報告等をもとに各部長等関係職員から事情聴取を行う。

(2) 事務局による審査

決算等関係資料に基づき、前年度決算や当初予算との比較及び決算状況の推移などの分析を加え、令和7年度各会計歳入歳出決算及び基金運用の特徴や問題点を検出するとともに、必要に応じて関係職員からの事情聴取等の方法により確認する。

5 審査の着眼点

審査の着眼点は、次のとおりとする。

- (1) 財政運営が健全かつ合理的になされているか。
- (2) 予算執行は、適正かつ効率的になされているか。
- (3) 収入確保の努力が十分なされているか。
- (4) 基金が適正かつ効率的に運用され、健全な運用方法の確保がなされているか。

6 審査資料

審査にあたっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書のほかに、次の資料の提出を求める。

- (1) 各会計主要施策の成果
- (2) 一般会計歳入歳出決算状況等
- (3) 財政収支の状況等
- (4) 特別区税の状況
- (5) 土地及び建物の状況
- (6) 特別会計歳入歳出決算状況等
- (7) 基金の運用状況等

7 審査の結果

審査の結果については、審査終了後、速やかに審査意見書として決定し、これを区長に提出するとともに、公表する。

8 その他

実施日程、場所については、変更する場合がある。